

平成十九年三月九日受領
答弁第九三三号

内閣衆質一六六第九三号

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省として、御指摘の「論文」が掲載されていること及び御指摘の記述があることは承知している。

三について

御指摘の「わび状」が、衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による国会議員に対する「詫び状」の提出に関する再質問に対する答弁書（平成十八年十月二十七日内閣衆質一六五第八六号）四についてでお答えした書簡を指すのであれば、外務省において調査した範囲では、外務省として当該書簡の写しは保有していない。

四、九及び十について

現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

五から八までについて

外務省としては、御指摘の者を含めて職員は一般に、担当する各国・地域の言語に関する知識や能力、これらの国々等をめぐる情勢に関する知識を有することが望ましいと考えるが、必要とされる知識や能力

については、具体的な職務の内容にもよることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。